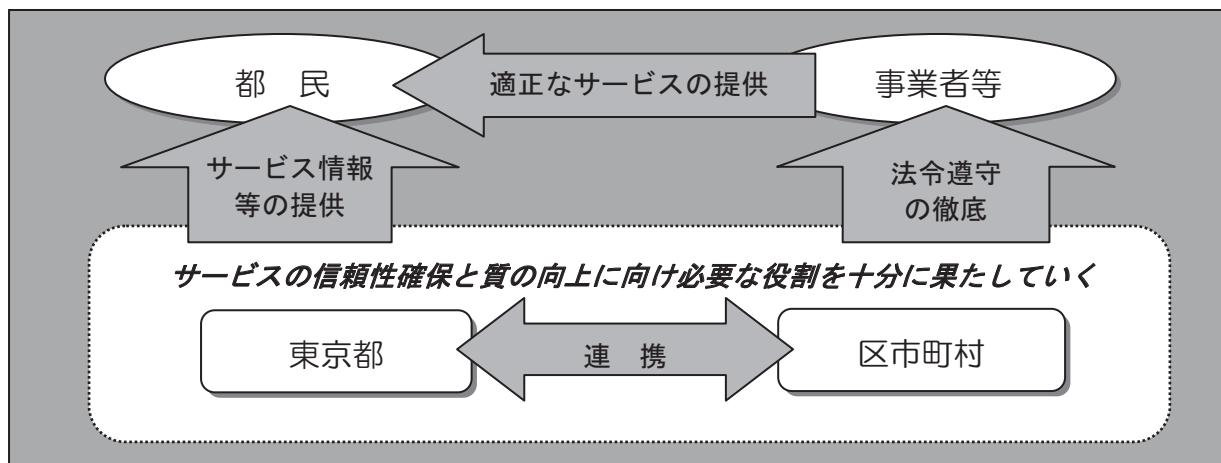


## 第8 「広域的なシステム全体の調整者」としての都の取組を進めます <横断的取組>

### (必要な役割を確実に実施)

- 多様な事業者等が提供する様々なサービスの中から、利用者自らが必要なサービスを選択し、利用することができるようになるためには、事業者やサービス内容に関する情報提供、第三者評価など、利用者の選択を支援する取組をこれまで以上に進めていく必要があります。
- 同時に、サービスの提供主体である事業者等が、法令を遵守し、適正なサービスを提供するよう、ルール遵守の徹底を図ることが不可欠です。そのためには、行政が、関係法令等に基づく適切な指導検査を実施し、良質な事業者等を育成していくことが重要となります。
- 事業者等が不正を行った場合には、迅速・的確に対策を講じるとともに、住民やサービス利用者に身近な区市町村と連携しながら、サービスの信頼性確保と質の向上に向けて、広域自治体として必要な役割を果たしていきます。

### <区市町村と連携したサービスの信頼性確保と質の向上への取組>



### (都立施設改革を推進)

- 都立施設は、民間によるサービス提供が不十分な時代には、サービスの絶対量の確保という点で重要な役割を担うとともに、民間施設では対応が困難な都民ニーズに応えるなど、先駆的、専門的な機能を果たしてきました。

- しかしながら、近年では民間施設の整備が進み、都立施設のシェアは相対的に低下しています。また、多様なニーズに対応したきめ細かなサービス提供や、柔軟で効率的な施設運営を行う民間事業者の参入等が進んでいます。
- こうした中で、「民間でできることは民間に委ねる」という原則に立ち、都立施設について、そのあり方を見直すことが必要となりました。
- 平成14年7月、都は「福祉サービス提供主体の改革への取組について」を策定し、22の都立福祉施設について、改革の基本方針を提示しました。
- その後、平成15年の地方自治法改正により指定管理者制度が導入され、従来公共団体・公共的団体等に限定されていた公の施設の管理を、民間事業者に委託することが可能となり、法令等により直営が義務付けられている施設を除いては、平成18年9月からの本則適用に向けた方向性について検討する必要が生じました。
- また、従来、施設の中で提供されていたサービスを、地域で提供し、利用する仕組が整備されるなど、施設以外のサービス基盤が充実してきており、施設の役割・サービス提供のあり方等を抜本的に見直すことが必要となっていました。
- そこで、都は、平成18年2月に、「福祉・健康都市 東京ビジョン」において、福祉保健局が所管する80施設全てについて、改めてそのあり方を見直し、新たな改革方針として「都立施設改革のさらなる展開」を策定しました。
- 現在、その方針に基づき、都立施設の経験や成果を引継ぎつつ、民間移譲等を含む改革を進め、着実に成果を挙げています。

# 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」に取り組みます

## ～指導検査の徹底とサービスの質の向上に向けて～

福祉・保健・医療サービスを提供する多様な事業主体に対して、法令基準等に基づき適正にサービスを提供するよう指導検査体制を強化するとともに、事業者等が提供するサービスの質の向上に向けた更なる取組を推進します。

### 主な事業展開

#### ○ 社会福祉法人経営適正化事業 25百万円

- ・ 社会福祉法人の適正な運営が確保されるよう、課題を抱える法人を早期に発見し、早期に対応するとともに、法令基準違反を行う法人等の解消に向けた取組を行い、福祉サービスが長期にわたり安定的に提供されることを目指します。
- ・ 社会福祉法人役員（理事・監事）に対して、法人制度や役員の役割等に関する研修を行い、理事会機能・監事機能の活性化を図ります。
- ・ 区市町村が指定管理等を行う際に、適切に法人運営に関与できるよう、支援します。

#### ○ 区市町村と連携した不正防止対策の強化 5百万円 包括補助

- ・ 都と区市町村による指導検査の合同実施など、区市町村と連携し、不正防止の徹底に向けて指導検査の強化を図ります。また、指導検査の手引書の作成や専門的な知識付与のための指導検査支援研修会を実施します。
- ・ 区市町村の実情に合わせた障害福祉サービスの指導検査を支援するため、財務会計処理や法律などに精通した外部専門家の活用や、職員の能力向上に向けた取組に対して、必要な経費を補助します。〔障害者施策推進区市町村包括補助事業〕
- ・ 介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人に指定された財団法人東京都福祉保健財団において、区市町村が行う実地指導の一部業務を担うことにより、指導検査の充実を図ります。

#### ○ 福祉サービス第三者評価の効果的な活用 72百万円

- ・ 第三者評価の受審率の向上を目指して、受審しやすい手法の普及に努めます。
- ・ また、障害者自立支援法に基づく新体系サービスに対応した評価を開始するとともに、引き続き評価対象の拡大や評価項目の見直しを行うなど、改善を図ります。
- ・ あわせて、評価結果を活用した指導検査の重点化に取り組みます。

#### ○ 積極的な情報提供の実施

—

- ・ 社会福祉法人・社会福祉施設や保険医療機関等に対する指導検査の実績や、その内容と結果、不正の実態等について、ホームページや指導検査報告書などにより、分かりやすく利用しやすい方法で都民・事業者に明らかにすることで、問題点の早期発見と改善への取組に役立てます。

## 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します

### ～ 分権時代に相応しい補助制度への改革 ～

地域の実情に応じて、創意と工夫により、主体的な施策を展開する区市町村を包括補助事業を活用して支援していきます。

#### 主な事業展開

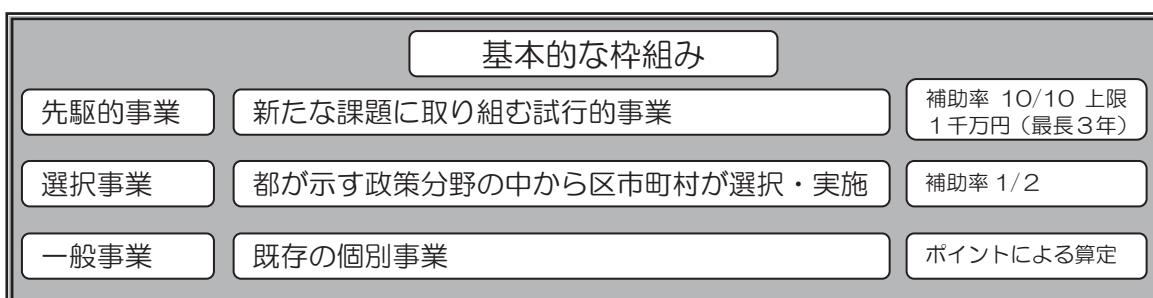
##### ○ 福祉保健区市町村包括補助事業

26,868 百万円

- 国における様々な制度変更等の環境の変化に柔軟に対応し、地域の実情に応じた主体的な施策を展開する区市町村を一層支援していきます。

[子ども家庭支援包括補助 5,294 百万円、高齢社会対策包括補助 3,780 百万円、障害者施策推進  
包括補助 12,260 百万円、医療保健政策包括補助 2,500 百万円、地域福祉推進包括補助 3,034 百万円]

#### <福祉保健区市町村包括補助事業の概要>



#### <区市町村に対する補助金改革の取組>

平成 12 年度	【福祉改革推進事業】※平成 19 年度福祉保健区市町村包括へ統合 地域における独自の取組により福祉改革を推進するための包括補助
平成 16 年度	【高齢者いきいき事業】※平成 16 年度に福祉改革推進事業へ統合 高齢者在宅サービスを中心とした包括補助
平成 18 年度	【市町村地域保健サービス推進事業】※平成 19 年度福祉保健区市町村包括へ統合 市町村の先導的な取組を対象とした包括補助
平成 19 年度	【子育て推進交付金】 保育所運営費など使途が細分化された補助を再構築した交付金
平成 20 年度	【子育て支援基盤整備包括補助事業】※平成 21 年度子ども家庭支援区市町村包括へ統合 地域の実情に応じて行う子育て支援基盤整備を対象とした包括補助
平成 21 年度	【福祉保健区市町村包括補助事業】 高齢、障害、保健・医療の3分野に関する包括補助。従来、事業ごとに行ってき た個別補助を整理・統合。
	【ひとり親家庭支援区市町村包括補助事業】※平成 21 年度子ども家庭支援区市町村包括へ統合 ひとり親家庭の自立を総合的に支援すること目的とした包括補助
	【福祉保健区市町村包括補助事業の再構築】 地域福祉推進区市町村包括補助事業と子ども家庭支援区市町村包括補助事業を 創設。福祉保健基盤等区市町村包括補助事業を廃止し、基盤整備（ハード）とサー ビスの充実（ソフト）とを一体化させた分野別包括補助事業に再構築。

### 3 施設を対象とした様々な取組を推進します

#### ～施設の耐震化や緑化の促進と施設経営改善のために～

利用者が日ごろから安心・安全に過ごせるよう、施設の耐震化の取組について支援するとともに、より充実した生活が送れるよう、緑に囲まれた環境を創出するための取組を実施します。

また、福祉施設を運営する法人を対象とした貸付制度により、福祉基盤の整備促進や経営の安定化に向けた支援を行います。

#### 主な事業展開

##### ④○ 社会福祉施設耐震化の推進 759 百万円

- 昭和 56 年以前に建設された社会福祉施設の中には、耐震化が十分ではないものもあります。大震災から入所者等を守るため、民間施設を対象に、耐震診断・耐震改修の補助制度により、耐震化を促進します。

[耐震診断 88 施設、耐震改修 47 施設]

##### ④○ 医療施設耐震化の促進（再掲 P52） 5,990 百万円

- 救急医療機関等の耐震化を促進し、災害時の医療体制を確保するため、新築建替、耐震補強、耐震診断に必要な経費を補助します。
- 補助制度の充実や、都独自の支援を実施するなど、耐震化のより一層の促進を図ります。

[耐震診断 7 施設 耐震補強 7 施設 新築建替 11 施設]

##### ④○ 社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業【新規】 36 百万円

- 耐震化が必要な施設を個別訪問し、状況に応じた相談や提案、コンサルタントの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。

[社会福祉施設等 325 施設、医療施設 60 施設]

##### ④○ 福祉施設緑化促進事業 2 百万円

- 緑あふれる東京の実現に向けて、福祉施設に対し、苗木の提供と植栽経費の補助を行うことにより、緑化を促進します。

[20 施設]

##### ○ NPO 法人等への福祉施設整備等貸付制度 79 百万円

- 独立行政法人福祉医療機構の融資制度を活用できないNPO法人や民間企業に対する整備費及び運転資金等のつなぎ融資をすることで、福祉基盤の整備促進及び安定的な運営を支援します。

## 4 新しい時代に合わせて、都立施設を改革します

～法改正や社会状況を踏まえ、都立施設改革を推進～

今後も「福祉・健康都市 東京ビジョン」における「都立施設改革のさらなる展開」の方針に基づき、「民間でできることは民間に委ねる」という視点にたち、これまでの成果も踏まえて、引き続き必要な改革に取り組みます。

### 主な事業展開

#### ○ 平成 23 年 4 月に民間移譲を予定している施設 [3 施設]

- ・ 網代ホームきずな（母子生活支援施設）
- ・ 新生寮（婦人保護施設）
- ・ 聴覚障害者生活支援センター（障害者支援施設）

#### ○ 平成 24 年 4 月に民間移譲を予定している施設 [4 施設]

- ・ 清瀬療護園（障害者支援施設）
- ・ 葛飾福祉工場（身体障害者福祉工場）
- ・ 板橋福祉工場（身体障害者福祉工場）
- ・ 大田福祉工場（身体障害者福祉工場）

#### ○ 平成 24 年 7 月に民間移譲を予定している施設 [1 施設]

- ・ 東村山老人ホーム（養護老人ホーム）〈新施設開設〉

#### ○ 平成 23 年 4 月に新サービス体系への移行を予定している施設 [2 施設]

- ・ 大泉就労支援ホーム（身体障害者授産施設）  
＊新サービス体系への移行に伴い、大泉障害者支援ホームへ名称変更予定。
- ・ 練馬就労支援ホーム（身体障害者授産施設）  
＊新サービス体系への移行に伴い、練馬障害者支援ホームへ名称変更予定。

#### ○ 指定管理者制度の活用

- ・ 指定管理者制度を導入している 35 施設について、平成 21 年度の管理運営状況の評価を実施しました。

〈評価結果〉 管理運営が良好：35 施設

- ・ また、平成 23 年 3 月末に指定管理期間が満了となる 13 施設について、指定管理者の更新を行いました。

〈対象施設〉 医療施設：2 施設、障害者(児)施設：11 施設

- ・ 今後とも都立施設の一層のサービス向上を目指して、事業評価を行いながら適切な管理運営に努めていきます。

## 今後の主な取組

### (高齢者施設)

介護保険サービスをはじめとした高齢者施策の充実を踏まえ、民間の力を活用しながら、改革を進めていきます。

#### ○ 板橋ナーシングホーム（介護保険施設）

- 平成 25 年度の新施設開設をめざし、板橋キャンパス内に、指定介護老人福祉施設と介護老人保健施設の整備・運営を行う事業者を選定します。

#### ○ 東村山老人ホーム（養護老人ホーム）

- 平成 24 年 7 月の円滑な民間移譲に向け、移譲先法人との間で引継ぎを行います。

### (母子生活支援施設・婦人保護施設等)

母子生活支援施設・婦人保護施設については、区市町村や民間における同種の施設の状況等を踏まえながら、改革を進めていきます。

#### ○ 網代ホームきずな（母子生活支援施設）、新生寮（婦人保護施設）

- 平成 23 年度の民間移譲を決定。

### (障害者施設等)

法制度や社会の状況を踏まえつつ、新体系への移行を図りながら、各施設のあり方や適切な施設規模、老朽化した建物整備の検討等を含め、改革を進めていきます。

#### ○ 聴覚障害者生活支援センター（障害者支援施設）

- 平成 23 年度の民間移譲を決定。

#### ○ 清瀬療護園、葛飾福祉工場、板橋福祉工場、大田福祉工場

（障害者支援施設、身体障害者福祉工場）

- 平成 24 年 4 月の円滑な民間移譲に向け、移譲先法人との間で引継ぎを行います。
- 身体障害者福祉工場については、移譲先法人において新サービス体系への移行準備を行います。

#### ○ 清瀬園（身体障害者更生施設）

- 昭和 31 年に開設し、中軽度の内部障害者更生施設として一定の役割を果たしてきましたが、利用者の減少が著しく、今後の増加も見込まれないことから、平成 24 年 3 月末をもって廃止する予定です。

#### ○ 心身障害者福祉センター併設肢体不自由者更生施設

- 平成 24 年 4 月を目途に、肢体不自由者更生施設の機能を練馬障害者支援ホームに移転し、高次脳機能障害者の受入れ枠拡大や施設環境の充実を図ります。また、心身障害者福祉センターにおいては、高次脳機能障害者に対する支援拠点として専門的な相談支援等を行い、区市町村に対する支援機能を強化していきます。